

## 総務政策委員会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 2 月 27 日
開 会 時 刻	午前 10 時 35 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 52 分
出 席 委 員 名	◎岡田善行    ○大西要一    川口 浩    久保 真
	鈴木豊司    西山則夫    浜口和久
	品川幸久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	川口 浩    久保 真
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	議案第 20 号    伊勢市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
説 明 員	総務部長、総務課長、その他関係参与

## **審査経過**

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、当日の本会議において審査付託を受けた「議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を審査し、賛成多数で原案どおり可決すべしと決定、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時35分

### ◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、川口委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」であります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## **【議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について】**

### ◎岡田善行委員長

条例等議案書の1ページをお願いします。

1ページから9ページの「議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

川口委員。

### ○川口浩委員

本条例について何点か質問させていただきます。

まず、本条例の制定の手續に関する質問でありますけれども、今回、パブリックコメントの募集を経ていないんですが、これはどういう理由があるのでしょうか。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

今回法改正がありまして、法の中で個人情報の規定が一律に規定されてきたということがございまして、今回条例の制定に関しましては、法から委任された事項等を定めるものであること、それから現行の、今までの手続と変わりなく本市としては行いたい、そのような形で考えておりましたため行っておりません。以上です。

◎岡田善行委員長  
川口委員。

○川口浩委員

パブリックコメントの実施要綱を私見たんですけれども、この中の第4条に、迅速もしくは緊急を要するもの又は軽微なものについては適用しないというふうにあって、市はここを取ったのかなと思いますけれども、一方で第3条で、市の基本的な制度を定める条例については対象になるというふうに書かれています。

市民の個人情報の保護に関する条例でありますから、市政の基本的な制度を定める条例であると思いますし、軽視はできないなというふうに思ったんですが、適用しないということはあってはならないんじゃないかと私は思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

委員おっしゃいましたように、今回、パブリックコメントについては、本市の基本的な事項というものについてはかけるものになっておりますが、急を要するっていう、時間的なものっていうものもあるかも分かりませんが、あと1点、今回、手数料を定めております。手数料の徴収に関するものについては、パブリックコメントの対象外ということをや綱に規定しておりますので、その辺も考慮した上で今回行わなかったということになります。以上です。

◎岡田善行委員長  
よろしいですか。  
川口委員。

○川口浩委員

他市の状況などを見ても、9月議会で、同様の条例制定の提案があったというところも多いように思うんですが、9月議会、12月議会に提案があったというところも多いんですけれども、今回、伊勢市においては3月議会になったという事情というのがあれば

教えていただきたいんですが。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

今回、この条例には経過措置で罰則規定がございました。

この罰則規定につきましては、検察庁の事前協議が必要でございまして、事前協議の結果が来ましたのが1月になってからということになりましたので、その部分ございましてちょっと2か月ほど、事前協議にかかってまいりました。その部分がありましたので12月議会では提出できなかったという形になります。以上です。

◎岡田善行委員長  
川口委員。

●川口浩委員

4月1日施行の改定、改定個人情報保護法に合わせる、お尻が決まっているという事情であるとか、検察庁との協議が必要だったという事情は、私も一定理解しますので、その辺の見解については平行線かなと思いますので、これ以上は私からは話しませんが、続きまして廃止される現行条例の中で、第8条、取得禁止事項として、思想、信条及び宗教に関する事、社会的差別の原因になる事、犯罪に関する事、これらの項目、内容については、国の個人情報保護法で一元的に保護されるという理解から、条例を廃止するに当たって、今回のこの法律施行条例には盛り込まないという判断かと思いますが、極めて内容的に重要な項目であるというふうに私は思っています。

やっぱり今回条例に残すべきではなかったのかと思いますがいかがでしょうか。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

議員が今おっしゃいましたように取得禁止事項、これ要配慮個人情報のことにかかるとは思いますけども、その部分につきましては大変重要なことであることとっております。

議員おっしゃいましたように、法の中で所掌事務、業務の範囲、目的を特定しながらきちっと取得していきましょと、そのような規定も設けられておりますことから、おっしゃいましょうに今回、うちとしてはそこに規定しない。それプラス、国の質疑応答によりましても、今回その部分については委任も設けられていないことから、ちょっと規定することはできないというようなことの回答もございましたので、今回、ここに盛り込ませていただいております。以上です。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

市としての説明は、一定理解しました。

最後に、国の改定個人情報保護法の中で、匿名加工情報の提供というのがうたわれています。どのようなデータを自治体が持っているのか、個人情報ファイルを公表し、民間から利用提案を募集し、匿名加工をして民間に提供するという仕組みでありますけれども、今回、市は、匿名加工情報の外部提供ですとか、利活用の募集提案とか、具体的に検討されているのでしょうか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

現在法の附則におきまして、今回その条例の条例匿名加工情報の形、募集提案のことにつきましては、県、政令市以外については、当分の間できる規定ということとなっております。

市につきましては、ちょっと近辺いろんな、これまでの例も見たところ、そのような匿名加工情報等の加工するようなことも見当たらないことから、今回、うちの市は、その規定については盛り込んでいない。以上でございます。

◎岡田善行委員長

川口委員

○川口委員

できる規定ということで、義務ではないということで、私も理解しておったんですが、今、確認させていただきました。以上です。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここで1点だけ確認といいますか、教えていただきたいことがございます。

第4条の開示決定等の期限につきまして、14日以内ということで規定がなされております。この部分につきましては、個人情報の保護に関する法律におきましては、30日以内と規定をされておきまして、本会議において副市長からは、法定の期限を短縮し、現行の期限と同様とし、変更しないこととする旨の補足説明があったわけですが、なぜ、

どのような考え方の下で、この開示決定の期限を16日間も短縮をしているのか、その点説明いただきたいと思います。

このことにつきましては、市議会における保護条例におきましても同様の規定がございまして、行政に準じたということで、我々も実際に説明することができませんので、その点教えていただきたい、そんな思いで質問していますので、よろしく願いいたします。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

今回、個人情報保護法におきまして、開示等の手続については法令の規定に反しない限り条例で必要な手続を定めることを妨げるものではないという規定がございまして。その規定を利用したものでございまして、これまで、現行の条例につきましては14日間ということで開示請求、個人情報を保有した文書を市民の方が、「私見たいわ」と言った場合につきましては、その申請をされた日から開示決定まで14日間ということで、現行の制度をそのまま引き続き行うことから、その辺も含めまして、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会の意見も聞いた上で、今回14日間としたものでございまして。

◎岡田善行委員長  
鈴木委員

○鈴木豊司委員

その14日間とした根拠、なぜ14日間なんですかってことを聞かせてほしいのですが。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

14日間とした根拠につきましては、これまで14日間で運用を伊勢市はしてまいりました。同じような制度であります公文書の公開の情報公開条例におきましても14日間というふうにしてあります。

これまで14日間で市民の方に決定を、ほぼほぼって言うたらおかしいんですけども、決定を行うことができてきた。個人情報については、文書の特定が非常にされてきますので、14日間で可能であるというふうなことの判断から14日間としてあります。

◎岡田善行委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

行政におきまして、開示請求から2週間もあれば、職員が十分対応していただけるとい

うような返事かなというふうに思うんですが、実は議会におきましては、平時であれば、できるかもわかりませんが、議会中ですね、議会開会中に請求があった場合に、果たして2週間でいいのかなんか、その点すごく疑問なんですよね。その点の御配慮いただけなかったんですかね。それだけ聞かせてください。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

条例の第4条になります。第4条第2項になりますけれども、基本的には14日間で決定をしなければならない。でも、事務処理上の困難その他正当な理由があるときには、30日に限り延長することができるという特例の規定もございます。

もし14日間でできない場合につきましては、こういう個人情報がいرونなとこに散見をしとって、これを集めたりするのに時間がかかると、そのような場合などにつきましては、その特例の規定で30日以内に決定をすればいいというような形になっているかと思しますので、その点で対応していただければどうかなと思っております。以上です。

◎岡田善行委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
分かりました。

もう1回とめ直しになるんですけれども、議会開会中というのは、特例の中に入るということで我々理解していいですね。

◎岡田善行委員長  
総務課長。

●中世古総務課長

他の業務に影響があるという部分も、そこの部分に入ってくるかと思っておりますので、大丈夫であると思っております。

◎岡田善行委員長  
よろしいですか。  
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長  
御発言もないようですので、以上で議案第20号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。  
討論はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

私は「議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」反対の立場から討論させていただきます。

伊勢市には、市民の個人情報が膨大に蓄積しています。住所、氏名、生年月日だけでなく、所得や納税、固定資産、福祉、健康、子育て、教育に関する情報など、他人には知られて困るものばかりです。

一昨年5月に成立した、デジタル関連法の重要な柱の一つが、個人情報保護法の改定です。国や自治体が持つ膨大な個人情報を、個人が特定できないよう、匿名確保することで外部に提供し、人工知能、AIを用いたビッグデータ分析など、企業の利活用をしやすいするものです。

そのため、全国の自治体の個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設け、自治体独自の規制をやりにくくするものです。

私が今回の議案に反対する理由は、現行の伊勢市個人情報保護条例の廃止により、個人情報保護が後退する恐れがあることです。現行の条例は、特に配慮を要する個人情報として、思想、信条及び宗教に関する事、社会的差別の原因になる事、犯罪に関する事について、個人情報の取得を禁じています。これらの情報が漏えいした場合、悪用され、犯罪や差別につながる危険性があります。

また、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないと、個人情報の収集に制限も設けています。

これらの規定が市条例からなくなることに危惧しています。

さらに、改定個人情報保護法施行の4月1日に間に合わせるため、パブリックコメントの手続が省かれたことも、市民の市政への参画促進の点で課題を残すと思います。

以上の理由を持ちまして、本議案については反対するものです。以上です。

◎岡田善行委員長

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第20号 伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎岡田善行委員長

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第20号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。



お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

上記署名する。

令和5年2月27日

委員長

委員

委員